

氏名	菊地（杉田） かおり		
学位の種類	博士（教育学）		
学位記番号	博乙第 2768 号		
学位授与年月	平成 27年 12月 31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	イングランドにおけるシティズンシップ教育政策の展開に関する研究—カリキュラム改革にみる国民意識の形成に着目して—		
主査	筑波大学教授	博士（教育学）	嶺井明子
副査	筑波大学教授	教育学博士	窪田眞二
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	佐藤眞理子
副査	筑波大学准教授	博士（文学）	岡本智周

論文の内容の要旨

（目的）

研究の目的は、共通カリキュラム導入以降のイングランドにおけるシティズンシップ教育政策にみる国民意識の形成にかかわる論点の変化を明らかにすることである。国民意識の形成にかかわるシティズンシップの要素として、地位（国籍）、権利、アイデンティティに着目し、それらの要素がどのように把握されていたのかを跡づけることによって、国民国家を前提とするシティズンシップとは異なるシティズンシップが模索されていたことを指摘する。このことを通じて、グローバル時代において国民形成の理念をどのように再構築するのかという問いに取り組むものである。

（対象と方法）

研究の対象となるのは、1988年から2010年の約20年にわたるシティズンシップ教育のカリキュラム改革である。1988年教育改革法成立後、シティズンシップ教育については3回のカリキュラム改革（創設及び改訂）が行われている。まず、共通カリキュラム導入後に教科横断型テーマとしてシティズンシップ教育が構想された第1期カリキュラム改革（1988年～1990年）、続いて、必修教科としてシティズンシップ教育が構想された第2期カリキュラム改革（1997年～2000年）、その後、中等教育段階のカリキュラム見直しに伴って、シティズンシップ教育のカリキュラムが再検討されることになる第3期カリキュラム改革（2005年～2007年）である。分析の対象は、シティズンシ

ップ教育のカリキュラム創設及び改訂に向けて発表された報告書、並びに政策立案にかかわった人物の著作である。

これらの3つの時期におけるシティズンシップ教育政策の展開を「国籍」、「権利」、「人権」、「ブリティッシュネス」をめぐる議論に着目して整理する。その上で、中核となる価値のカリキュラム上の位置づけを把握し、国民意識の形成にかかわる論点の変化を明らかにする。

(結果)

第1章では、連合王国／ブリテンにおける帝国に由来するシティズンシップの特質を、地位（国籍）、権利、アイデンティティという3つの要素に着目して整理した。

第2章では、第1期カリキュラム改革の議論を分析した。第1期においては、行動的なシティズンシップのみならず、シティズンシップ自体の定義が検討されることとなった。その際、地位（国籍）や権利は帝国やコモンウェルスとの関連において理解されており、連合王国という枠組みによって定義できるものではなかった。また、権利の内容も明確ではないとされ、混乱状態にあるという否定的な認識がみられた。このような状況において、シティズンシップと人権との関連が見出され、シティズンシップ教育は人権教育の枠組みを参照すべきであるという勧告がなされた。

第3章では、第2期カリキュラム改革の議論を分析した。第2期に先立っては、欧州人権条約の国内法化による1998年人権法の成立を受けて、権利の明確化という課題は克服されることとなった。しかしながら、第2期においてシティズンシップ教育における人権の取り扱いが周辺的なものにとどまった。その理由は、カリキュラム改革を主導したクリック（Crick, B.）が人権と市民権とを区別し、また手続き的価値を重視したためであると考えられる。また、シティズンシップの前提となる政治共同体についても明言が避けられた。

第4章では、第3期カリキュラム改革の議論を分析した。第3期に先立っては、2002年国籍・移民及び庇護法の改正によって国籍取得の儀式と宣誓及び誓約（シティズンシップ・セレモニー）と言語及び社会の知識のための試験制度（シティズンシップ・テスト）が導入され、連合王国で生活していく上で必要な知識を得ることは人びとの社会参加を促すことにつながると考えられた。第3期においては2005年にロンドンで起こった爆破事件によってブリティッシュネスをめぐる議論が活発化した。しかし、シティズンシップ教育においては歴史を通じたブリティッシュネス（ブリテンの価値）の学習ではなく、「連合王国における生活」という人びとが実際に経験する具体的プロセスに着目することが提起された。

(考察)

以上の分析から導かれる結論は、イングランドにおけるシティズンシップ教育のカリキュラム改革をめぐる一連の議論においては、ナショナルアイデンティティを中核に据えたシティズンシップの定義を主張する立場がみられたものの、国民国家を前提とするシティズンシップとは異なるシティズンシップのあり方が見出せるということである。つまり、連合王国に住む人びとの多様なアイデンティティを前提としながら、社会統合をはかっていくことが提起されたといえる。このように現実に生じているシティズンシップの要素間のずれを自覚的に認識し、現実に合わせて対応していくという方向性は、グローバルな労働力移動という文脈を踏まえた現代のシティズンシップ、そしてシティズンシップ教育のあり方を考える上で必須の視点である。

審査の結果の要旨

(批評)

本論文は、グローバル化が進展する今日にあって、教育を通じたシティズンシップの育成という課題を国民意識の形成という視点から分析したものである。シティズンシップは「市民性」と訳されることが多いが、それが果たして「国民形成」とどのような関連があるのか。この問いを起点としてイングランドにおけるカリキュラム改革の展開を丹念に把握し、国民国家を前提とするシティズンシップとは異なるシティズンシップのあり方を提示した。本論文はイングランドのみを事例としていることから、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドへの言及は不十分であり、連合王国／ブリテン全体の国民意識の形成の分析という点において検討の余地を残している。しかしながら、帝国に由来するシティズンシップと国民国家を前提とするシティズンシップという分析枠組みを提起し、イングランドの取り組みの特質を析出したこと、国民意識の形成にかかわるシティズンシップの3つの要素として地位（国籍）、権利、アイデンティティを設定し、それらの関連に着目するアプローチを提起したことは、世界各国のシティズンシップ教育の取り組みを横断的に比較する際の枠組みとなりうる可能性を示した点に大きな意義が認められる。また、イングランドにおける政策立案過程を精査し、民主的な政策立案のあり方を示したことは、今後の日本における取り組みに示唆を与えるものであり、高く評価される。

平成 27 年 11 月 4 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学学位論文審査等実施細則第 11 条を適用し免除とした。よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。